

**横浜市市有建物を活用した
障害者雇用創出・就労啓発事業(中区)にかかる
運営事業者募集要領**

平成 29 年10月

横浜市健康福祉局障害企画課

— 目 次 —

第1	概要	
1	趣旨	1
2	募集要領配布から賃貸借期間開始までの流れ	1
第2	貸付条件等について	
1	貸付予定物件	2
2	貸付予定物件の用途	2
3	賃貸借期間	3
4	契約方法	3
5	賃借料等	3
6	保証金	3
7	貸付方法等	4～7
8	物件の引渡し	7
9	協定締結	7
第3	応募について	
1	応募条件	8
2	応募の制限	8
3	応募方法	9
4	現地見学・説明会	10
5	質問受付及び回答	11
第4	選定について	
1	選定方法	12～13
2	審査項目及び配点	14
3	選定結果の通知等	15
第5	契約締結について	16

【添付資料】

[1 応募書類]

- ・ 応募書類（表紙） 1 - 1
- ・ 応募書類作成の手引き 1 - 2 ~ 3
- ・ 応募申請書（様式1） 1 - 4
- ・ 企画書（様式2） 1 - 5 ~ 8
- ・ 利用計画図（様式3） 1 - 9
- ・ 資金・収支計画書（様式4-1、4-2） 1 - 10 ~ 11
- ・ 法人概要（様式5） 1 - 12
- ・ 人員表（様式6） 1 - 13
- ・ 法人役員名簿（様式7） 1 - 14

[2 その他様式]

- ・ 現地見学・説明会申込書（様式8） 2 - 1
- ・ 質問書（様式9） 2 - 2

[3 関係資料]

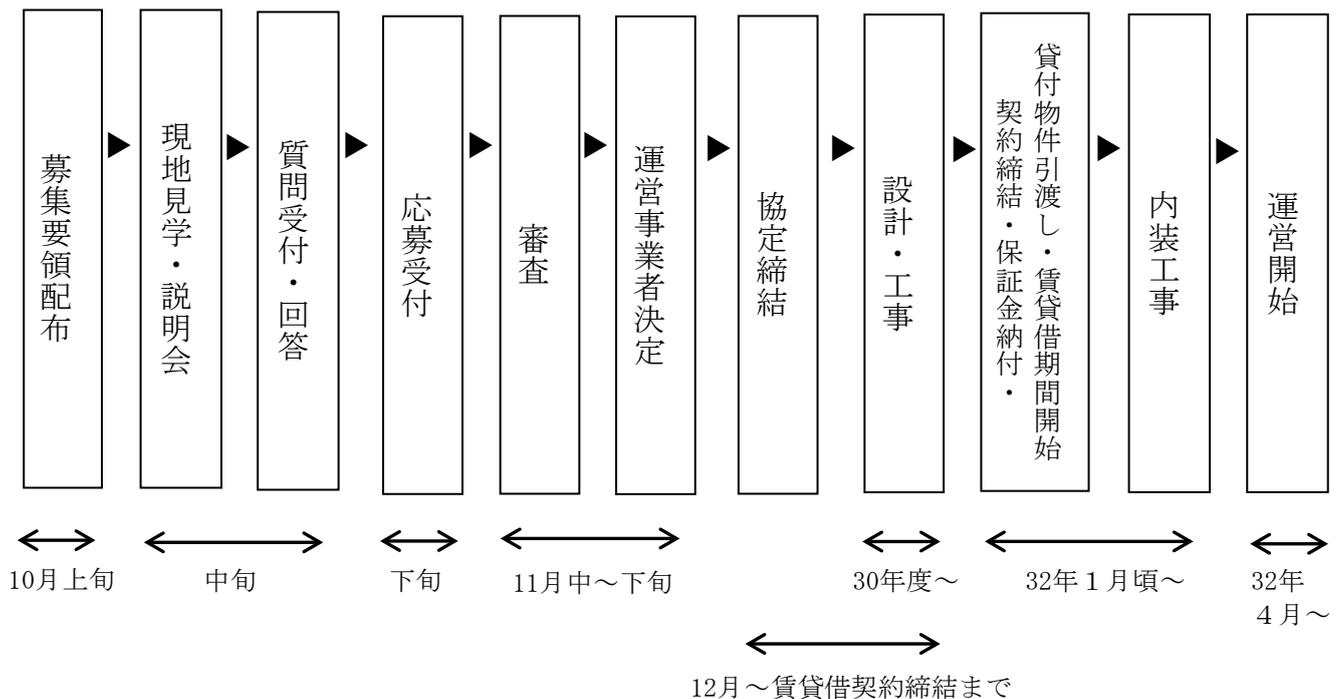
- ・ イメージ図 3 - 1
- ・ 位置図、平面図 3 - 2

第1 概要

1 趣旨

平成28年度の障害者差別解消法施行及びパラリンピック開催、29年度のヨコハマ・パラトリエンナーレ開催、そして32年度の東京パラリンピック及びヨコハマ・パラトリエンナーレ同年開催の予定を背景に、その後も永続的に共生社会を推進するため、障害者の就労啓発事業の一環として、横浜市が中区港町2丁目9-5に整備予定の施設（（仮）JR 関内駅北口就労支援施設）を活用して、障害者の雇用の場を創出するとともに、障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進する啓発活動を行うため、運営事業者の公募を行い、提案審査により運営事業者を決定します。

2 募集要領配布から賃貸借期間開始までの流れ（予定）



第2 貸付条件等について

1 貸付予定物件

(1) 土地情報

所在地	横浜市中区港町2丁目9-5 (JR関内駅北口高架下)
土地面積	102.32㎡
都市計画による制限	区域区分：市街化区域 用途地域：商業地域 建ぺい率：80% 容積率：800% 防火・準防火地域：防火地域
その他	横浜市道に隣接しています。 周辺の歩道整備が平成30～31年度に予定されています。

(2) 建物情報

貸付物件	(仮) JR関内駅北口就労支援施設
最寄駅	JR関内駅
構造／築年数	鉄筋コンクリート造(予定)、地上1階建て／新築
建築面積	72.00㎡(予定)
駐車場の有無	なし

(3) これまでの経緯

平成4年 ふれあいショップ「かもめ」(喫茶店)開所(※)

平成24年 ショップ閉店

平成26年 駅舎工事開始

ショップ建物解体、工事ヤードとして跡地を活用

※ ふれあいショップとは、障害者の就労の場を確保し、障害者に対する市民の理解を促進するため、公共施設内で飲食物の提供及び障害者施設等の自主製品を販売している店舗。

2 貸付物件の用途

原則引き渡された物件を現状の機能のまま使用することとします。

(詳細条件は「7 貸付方法等」のとおりとする。)

3 賃貸借期間（予定）

平成32年1月頃から5年間

なお、賃貸借契約期間満了後は契約の更新はできません。

※工事の竣工時期によっては貸付開始時期が変更になる可能性があります。

※平成32年4月には運営を開始していただく予定です。

4 契約方法

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約

5 賃借料等

（1）賃借料

不動産鑑定により決定した貸付料をお支払いいただきます。

※参考：見込み貸付料は、月額194,544円（2,702円/㎡）です。

※平成29年9月時点の価格のため、賃貸借契約締結時には改めて鑑定した鑑定額でお支払いいただきます。

（2）維持管理費

光熱費・設備管理費などの管理費を貸付料とは別に負担していただきます。

※賃借料及び維持管理費は、貸付物件の引渡しと同時に発生します。

（3）支払方法

・毎月末日までに、翌月分を横浜市が発行する納入通知書により支払うこととします。

・賃貸借期間開始日（引渡し日）の属する月の賃借料については、横浜市が別に定める期日までに支払うこととします。

・1か月に満たない期間の賃借料は、当該月の実日数により日割計算した額とします。

6 保証金

横浜市公有財産規則第53条に基づき、原則として連帯保証人を立て、保証金（貸付料の3か月相当分）を納めていただきます。連帯保証人を立てられない場合は、契約期間中の貸付料を全額納付していただくか、これにかわる担保を提供してください。

7 貸付方法等

(1) 基本条件

- ア 引き渡し時のまま使用していただくことを原則としていますが、工事を行う場合は、(2)を参照してください。
- イ 建物の構造及び躯体に重大な影響を与えるような改修を行うことはできません。
- ウ 倉庫等の増築を行うことはできません。
- エ P8応募条件に示す内容は遵守してください。
- オ 固定電話はありませんので、必要な場合は別途整備してください。

(2) 内装工事を行う場合

- ア 内装工事は運営事業者負担により実施していただきます。
- イ 建物の利用計画を立て、平面図を作成し応募書類に添付してください。
- ウ 内装工事を行う場合の設計にあたっては事前に横浜市と協議をしてください。
- エ 内装工事にあたっては関係法令及び関係機関からの指導に従っていただきます。
- オ 給排水の工事を行う場合は、市が設置する給排水管からの接続としてください。
- カ 運営事業者は工事終了後、完成図面を横浜市に提出してください。
- キ 工事の実施にあたっては、高架構造物や鉄道事業の円滑な運営に影響を与えない工事であるか、事前に横浜市及び東日本旅客鉄道株式会社と協議してください。また、確認の結果、高架構造物や鉄道の運行と近接の工事となる場合は、東日本旅客鉄道株式会社からの指導に従ってください。

(3) 維持管理

事業運営や建物管理を行う上で、善良なる管理者としての注意をもって、高架下を使用し、高架橋や鉄道の運行に影響を与えないこととします。

また、事業運営や建物管理を行う上で、鉄道の安全の観点から、高架橋や鉄道事業の円滑な運営に影響を与える恐れがあると、東日本旅客鉄道株式会社から指摘された場合は、東日本旅客鉄道株式会社からの指導に従ってください。

(4) 立入調査

東日本旅客鉄道株式会社が高架橋に係る安全確保その他業務上の必要に基づき高架下または建物内に立ち入りを求める場合においては、東日本旅客鉄道株式会社と調整の上、立ち入りに協力してください。また、立ち入りに関し、東日本旅客鉄道株式会社が必要な資料の提出を求めるときは、応じて下さい。

(5) 高架橋等の工事への協力

東日本旅客鉄道株式会社が高架構造物その他軌道施設の補修改良工事を行う場合は、これに協力してください。

(6) 近隣事業者との協議

事業の運営に関して、東日本旅客鉄道株式会社と協議が必要となった場合については事業者が協議を行うこととします。事業の運営以外の項目について協議する場合の協議主体は、横浜市と別途調整するものとします。

(7) 禁止事項

運営事業者は、次の行為を行ってはならないものとします。ただし、横浜市と運営事業者が協議を行い、横浜市の書面による承認が得られた場合についてはその限りではありません。

ア 貸付物件の賃借権の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、又は担保の用に供すること。

イ 貸付物件の全部若しくは一部を、第三者に転貸し、又は名目の如何を問わず他人に占有使用させること。

ウ 貸付物件で行う事業の全てを第三者に委託することや、第三者と共同経営することなどにより、貸付物件の転貸に類する行為を行うこと。

エ 貸付物件に第三者を同居させ、又は賃借人以外の店舗名義を表示すること。

オ 建物内又は建物敷地内に危険物又はこれに類する物品を持ち込むこと。

カ 建物、建物内又は建物敷地内の施設物に損害を及ぼす行為をすること。

キ 株式譲渡、商号、役員変更等により、実質上貸付物件の賃借権の譲渡又は転貸とみなされる行為をすること。

ク 横浜市の書面による承認を得ずに、使用目的等を変更すること。

ケ 関係法令等に違反する行為をすること。

コ 高架下において、爆発物、発火しやすいものその他東日本旅客鉄道株式会社が危険と定めるもの若しくは臭気を発するものを取扱い又は日本旅客鉄道株式会社の事業その他第三者に迷惑を及ぼす恐れがある行為をすること。

(8) 貸付期間終了時の条件

- ア 貸付物件を原状に回復しなければなりません。ただし、横浜市が現状に回復する必要がないと認めたときは横浜市が指示する状態に回復するものとします。
- イ 運営事業者が貸付物件を横浜市に明け渡した後、貸付物件内に残置した物があるとき、横浜市は借借人がその所有権を放棄したものとみなし、任意にこれを処分することができることとします。
- ウ 運営事業者が契約終了と同時に貸付物件を明け渡さないときは、横浜市は運営事業者に対して、契約終了の日の翌日から明け渡し完了の日までの期間の日数に応じ賃借料の3倍相当額の損害賠償金を請求できるものとします。
- エ 運営事業者は、貸付物件を返還するときは、運営事業者が支出した必要費及び有益費等の償還等を横浜市に請求することはできません。

(9) 費用負担

運営事業者には、貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。賃貸借期間中は運営事業者が貸付物件の管理責任を負うものとし、その維持管理等に必要な費用は運営事業者の負担とします。

運営事業者が貸付物件に関して賃借料のほかに負担する主な費用は次のとおりです。

- ア 水道光熱費又はこれに類する費用
- イ 貸付物件で発生するゴミ処理費用
- ウ 貸付物件の設備又はこれに類する機器の維持管理費（保守点検、清掃衛生等）
- エ 修繕費（建物全体の躯体部分等の大規模修繕に係るもの以外）
- オ 備品及び消耗品費
- カ 内装等の変更や備品の撤去を行う場合の当該費用
- キ その他貸付物件の使用に伴い発生する一切の費用

(10) その他

ア 建物については、市で設計及び整備を行いますが、整備に関する設計において、市との協議に参加していただきます。ただし、最終判断は市が行いますので、すべての意見が反映されるわけではありません。（外観デザインに関しては、最終的には関内駅北口整備協議会デザイン分科会（※）に諮ります。）

※関内駅北口整備協議会デザイン分科会とは、現在進められているJR関内駅北口整備事業（平成30年度完了予定）において、歴史や文化を活かし、多様な活力ある駅空間を創るため、北口駅舎を中心に景観などについて協議し、質の高い施設整備へ反映していくことを目的に設置された機関です。本事業もデザイン分科会の協議対象範囲内で実施するものです。

イ 関内駅周辺地区のまちづくりに関する情報は、下記を参考にしてください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/kannaiekisyuhen/>)

ウ 事業を行ううえで、関連する法規等を遵守することとします。なお、賃貸借期間中に法令や規定等に改正があった場合は、改正された内容とします。

8 物件の引渡し

物件は、横浜市と運営事業者が現地立会いの上、現状有姿で賃貸借期間の初日に運営事業者に引き渡すものとします。

9 協定締結

運営事業者決定後、運営事業者と市が提案内容に基づき、詳細の事業実施内容について協議を行い、合意に至れば定期建物賃貸借契約締結までの事業実施内容について協定を締結します。

第3 応募について

1 応募条件

応募者は、法人又は複数の法人による連合体とし、次の条件を全て備える者とします。

- (1) 障害者を1人以上雇用すること。
- (2) 地域の関係機関と連携しながら、障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進するための啓発活動を行うこと。
- (3) 障害者のスポーツや文化・芸術活動の振興に寄与する活動を行うこと。
- (4) 経営状況が安定し、事業の実施に必要な資力を備えており、横浜市が指定する期日までに賃貸借契約を締結し、賃借料及び維持管理費の支払い並びに保証金の支払いが可能であること。
- (5) 募集要領の内容を遵守し、事業計画を適切に実施することができること。

2 応募の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けている者
- (3) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 国税及び市税の滞納がある者

3 応募方法

(1) 応募受付

応募受付期間	平成29年10月25日（水）から平成29年11月7日（火）まで ※持参：受付時間9時から17時まで（土日祝除く） ※郵送：当日消印有効
応募方法	「応募書類」を提出（郵送又は持参） ※FAX・Eメールによる受付は行いません。
応募受付場所 （郵送先）	〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル6階 横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係

(2) 応募に必要な書類（応募書類）

書類名称		必要部数
応募申請書（様式1）		1部
添付書類	① 企画書（様式2）	10部
	② 利用計画図（平面図）（様式3）	10部
	③ 資金・収支計画書（様式4-1、4-2）	10部
	④ 法人概要（様式5）	10部
	⑤ 人員表（様式6）	10部
	⑥ 定款	10部
	⑦ 法人経歴書	10部
	⑧ 法人役員名簿（様式7）	10部
	⑨ 法人登記履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3か月以内）	1部
	⑩ 印鑑証明書（発行後3か月以内）	1部
	⑪ 納税証明書（直近2か年）（「その1 納税額等証明用（法人税）」及び「法人市民税」）	1部
	⑫ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書）（直近3か年分）	10部
	⑬ 事業計画の実施に必要な免許証、許可証又は認可証の写し	10部
	⑭ その他、団体パンフレット等活動内容がわかる書類	10部

(3) 注意事項

- ア 応募書類は、応募資格の審査のための関係機関への照会等に使用します。
- イ 応募書類は、お返ししませんので、あらかじめ御了承ください。
- ウ 応募に必要な費用は応募者が負担するものとします。
- エ 選定に必要な場合、応募書類のほかに、資料等の提出を求めることがあります。

(4) 応募後の調査等について

応募書類について、確認のための問合せをする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4 現地見学・説明会

貸付物件を整備予定の現地見学会及び募集についての説明会を次のとおり開催します。

日時	平成 29年10月12日 (木) 10 時 から 11 時 30分 まで
集合場所	関内駅前第2ビル 3階会議室
申込期限	平成 29 年10月11日 (水) 12 時まで
申込方法	「現地見学・説明会申込書」(様式8)を提出 (Eメール又はFAX)
申込先	《横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係》 Eメールアドレス: kf-syuurou@city.yokohama.jp F A X 番 号 : 045-671-3566

5 質問受付及び回答

貸付物件及び運営事業者募集要領についての質問の受付及び回答は次のとおりです。

質問受付期間	平成 29 年 10 月 11 日（水） 9 時 から 10 月17 日（火） 17 時まで
質問方法	「質問書」（様式 9）を提出（Eメール又はFAX） ※持参・郵送・電話によるご質問はご遠慮ください。
提出先	《横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係》 Eメールアドレス：kf-syuurou@city.yokohama.jp F A X 番 号：045-671-3566
回答方法	平成 29 年10月20日（金）に横浜市健康福祉局のホームページへ掲載 URL： http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/keihatsukobo2.html

第4 選定について

1 選定方法

(1) 基本的な考え方

運営事業者の選定は、横浜市障害者施策推進協議会条例（昭和46年6月5日条例第29号）に基づく横浜市障害者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）の下部組織である横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査を経て、協議会において決定します。

(2) 協議会及び委員会の委員構成

ア 協議会

学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員等で構成されます。

イ 委員会

学識経験者、地域福祉関係者、労働行政関係者、弁護士、公認会計士で構成されます。

氏名	備考
眞保 智子	法政大学 現代福祉学部教授（学識経験者）
影山 摩子弥	・横浜市立大学教授 ・横浜市立大学 CSR センターLLP センター長（学識経験者）
倉石 尋子	中区関内地区民生委員児童委員協議会副会長（地域福祉関係）
野本 史男	神奈川県障害者雇用促進センター課長（労働行政関係）
森 和雄	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事（弁護士）
荒井 清志	荒井清志公認会計士事務所（公認会計士）

(3) 審査の手順

委員会において、応募者の提出書類及び提案内容に関するプレゼンテーションにより、あらかじめ定められた審査項目に基づいて審査を進めます。プレゼンテーションの時期、開催場所等については、提案書の受付終了後に連絡します。

(4) 運営事業者の決定

ア 委員会の審査において、最高得点を得た応募者を運営事業者候補として選定します。

イ 委員会において選定された運営事業者候補を協議会に諮り、決定します。

ウ 横浜市は協議会の決定を受けて、運営事業者に選定通知書を送付します。なお、選定結果については応募者全員に文書で通知します。

(5) 委員への接触の禁止

公募に応募した者又はしようとする者は、協議会において選定結果が出されるまでの間、当該選定に関して、委員会の委員と接触することを禁止します。

2 審査項目及び配点

審査の項目と視点	評価点	比重	配点
1 理念及び応募理由 ・ 理念に即した応募理由となっているか。	5	× 1	5
2 事業実績等 ・ 提案した事業を確実に実施することができる、信用・実績があるか。	5	× 1	5
3 経営状況の安定性 ・ 財務状況が健全であるか。 ・ 安定的な資金調達能力があるか。	5	× 1	5
4 事業概要 ・ 事業全体の3年後及び5年後の中期的な見通しを描けているか。	5	× 1	5
5 事業計画の実現性 ・ 各年度の事業のスケジュール及び内容は実現可能なものか。 ・ 事業計画と収支計画の整合性が図られており、現実的であるか。	5	× 1	5
6 障害者への配慮 ・ 障害の特性に配慮した事業内容、体制（労務環境、人材育成等を含む）、設備か。 ・ 障害者雇用促進法の合理的配慮の考えが提示されているか。	5	× 2	10
7 地域連携 ・ 地域の状況や特性を把握しているか。 ・ 事業の中でいかに地域や関係機関と連携するか、具体的に書かれているか。	5	× 1	5
8 普及啓発・地域貢献 ・ 普及啓発の取組により、市民・企業等への障害理解の促進を期待できるか。 ・ 地域貢献に対する考え方が提示されているか。 ・ 障害者のスポーツや文化・芸術活動の振興に寄与するか。	5	× 2	10
合計			50

満点：50点×6人＝300点

ア いずれかの審査項目の評価点が最低点（1点）と評価された応募者は、得点の如何に関わらず失格とします。

イ 審査項目の合計点数が最低制限基準（6割、180点）に満たない場合は失格とします。

ウ 応募者が1者であっても、ア又はイとなった場合は選定されず、再度公募を行います。

3 選定結果の通知等

- ・ 選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。
- ・ 選定結果については、横浜市健康福祉局のホームページで公表します。

URL :

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/keihatsu-kobo2.html>

第5 契約締結について

- ・ 運営事業者は、横浜市が定める日までに横浜市と定期建物賃貸借契約を締結していただきます。
- ・ 契約締結後、運営事業者には毎年関係資料（年間事業計画書、障害者雇用状況報告書、普及啓発活動報告書等）を提出していただきます。

横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係

〒231-0021

横浜市中区日本大通18 KRCビル6階

電話 045-671-3992 (直通)

FAX 045-671-3566

Eメール kf-syuurou@city.yokohama.jp

横浜市市有建物を活用した 障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる 運営事業者募集要領

応募書類(表紙)

- 1 応募書類の記入にあたっては、1-2～1-3ページの「応募書類作成の手引き」をよく読んでください。
- 2 応募書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入し、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- 3 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。

法人名			
確認欄	応募書類名	インデックス 番号	部数
□	応募申請書（様式1）		1部
□	企画書（様式2）	①	10部
□	利用計画図（平面図）（様式3）	②	10部
□	資金・収支計画書（様式4-1、4-2）	③	10部
□	法人概要（様式5）	④	10部
□	人員表（様式6）	⑤	10部
□	定款	⑥	10部
□	法人経歴書	⑦	10部
□	法人役員名簿（様式7）	⑧	10部
□	法人登記履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3か月以内）	⑨	1部
□	印鑑証明書（発行後3か月以内）	⑩	1部
□	納税証明書（直近2か年）（「その1 納税額等証明用（法人税）」及び「法人市民税」）	⑪	1部
□	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書）（直近3か年分）	⑫	10部
□	事業計画の実施に必要な免許証、許可証又は認可証の写し	⑬	10部
□	その他、団体パンフレット等活動内容がわかる書類	⑭	10部

応募書類作成の手引き

1 応募書類作成の基準日

平成29年10月1日現在

2 応募申請書（様式1）

- ・ 応募する者は賃貸借契約を締結する法人又は複数の法人の連合体となります。
- ・ 複数の法人の連合体による応募の場合は、応募者は代表法人名とし、各法人の役割等を記入した「グループ構成表」を「応募申請書」に添付してください。（「グループ構成表」の様式は自由です。）

また、応募書類の企画書（様式2）及び資金・収支計画書（様式4-1、4-2）以外は、法人ごとに作成してください。

3 企画書（様式2）、資金・収支計画書（様式4-1、4-2）

- (1) 経営理念や応募理由をお書きください。
- (2) 事業計画の実現可能性も視野に入れてこれまでの実績をお書きください。
- (3) 現在の財務状況等を踏まえて、資金・収支計画書（様式4-1、4-2）の実現可能性についてお書きください。
- (4) 事業の概要をお書きください。また、事業の3年後及び5年後のビジョンをお書きください。
- (5) 各年度の事業計画をお書きください。
- (6) 障害者雇用にあたり、どのような配慮や工夫をするのかお書きください。
- (7) 事業を実施するために、地域とどのように連携するのかお書きください。
- (8) 普及啓発のために、どのような工夫や取組をするのか、障害者のスポーツや文化・芸術活動に触れながらお書きください。

※企画書作成にあたっては、募集要領14ページ「2 審査項目及び配点」の「審査の項目と視点」を踏まえてください。

※様式の枠は自由に広げてお使いください。

4 法人概要（様式5）

- ・ 決算年度は、直前から遡って3か年度分を記入してください。
- ・ 人員数は、各決算年度の平均を記入してください。また、非常用従業員とは、パートタイマー、アルバイト等の臨時に雇用している従業員で、労務費（雑給を含む。）の支払対象者です。なお、外注費の対象となる人員は含みません。
- ・ 主要売上以降の項目は、上位から4つまで記入してください。

5 人員表（様式6）

- ・ 人員数は、各月の平均及び各決算年度の平均を記入してください。

また、非常用従業員とは、パートタイマー、アルバイト等の臨時に雇用している従業員で、労務費（雑給を含む。）の支払対象者です。なお、外注費の対象となる人員は含みません。

6 その他

応募書類の作成に当たり、御不明な点がある場合は、Eメール又はFAXにて横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係にお問い合わせください。

（問合せ先）横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係

Eメールアドレス：kf-syuurou@city.yokohama.jp

F A X 番 号 ：045-671-3566

(様式1)

応募申請書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地

名称
代表者氏名

印

横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる運営事業者募集に応募したいので、次の書類を添付して申請します。

(添付書類)

書類名称	
応募申請書 (様式1)	
添付書類	① 企画書 (様式2)
	② 利用計画図 (平面図) (様式3)
	③ 資金・収支計画書 (様式4-1、4-2)
	④ 法人概要 (様式5)
	⑤ 人員表 (様式6)
	⑥ 定款
	⑦ 法人経歴書
	⑧ 法人役員名簿 (様式7)
	⑨ 法人登記 履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本) (発行後3か月以内)
	⑩ 印鑑証明書 (発行後3か月以内)
	⑪ 納税証明書 (直近2か年) (「その1 納税額等証明書 (法人税)」及び「法人市民税」)
	⑫ 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書) (直近3か年分)
	⑬ 事業計画の実施に必要な免許証、許可証又は認可証の写し
	⑭ その他、団体パンフレット等活動内容がわかる書類

企画書

1 経営理念や応募理由をお書きください。

2 事業計画の実現可能性も視野に入れてこれまでの実績をお書きください。

3 現在の財務状況等を踏まえて、資金・収支計画書(様式4-1、4-2)の実現可能性についてお書きください。

(様式2)

[○/○]

4 事業の概要をお書きください。また、事業の3年後及び5年後のビジョンをお書きください。

5 各年度の事業計画をお書きください。

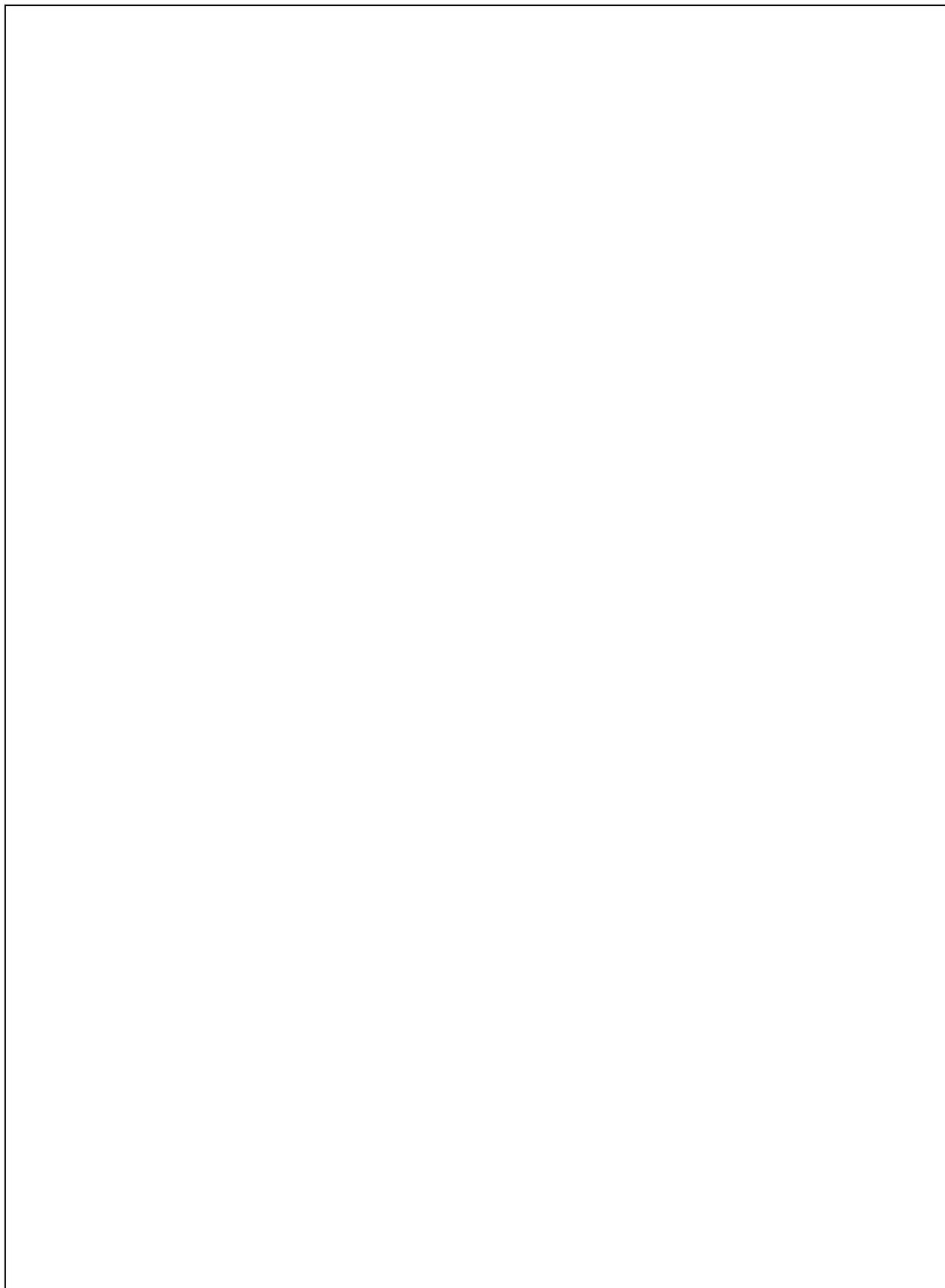
6 障害者雇用にあたり、どのような配慮や工夫をするのかお書きください。

7 事業を実施するために、地域とどのように連携するのかお書きください。

8 普及啓発のために、どのような工夫や取組をするのか、障害者のスポーツや文化・芸術活動に触れながらお書きください。

(様式3)

利用計画図（平面図）



(様式 4-1)

資金・収支計画書

I 総括表

(単位：千円)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
収入							
	収入合計額 (A)						
支出	1 (業務又は事業分類名)						
	2 (業務又は事業分類名)						
	3 (業務又は事業分類名)						
		支出合計額 (B)					
収支差 (A - B)							

※欄が足りない場合は適宜追加等してください。

※工事の竣工時期によっては貸付開始時期が変更になる可能性があります。

(様式4-2)

資金・収支計画書

Ⅱ 内訳表

(単位：千円)

収入・支出項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
1 (業務又は事業分類名)						
(1)収入						
内訳						
(例)利用料金収入						
(例)事業収入						
(2)支出						
内訳						(例)常勤○名、非常勤等○名分
(例)人件費						
2 (業務又は事業分類名)						
(1)収入						
内訳						
(2)支出						
内訳						
3 (業務又は事業分類名)						
(1)収入						
内訳						
(2)支出						
内訳						

※欄が足りない場合は適宜追加等してください。

※支出項目欄には支出内容の概略を記載し、必ずしも法人の経理科目と一致させる必要はありません。

※工事の竣工時期によっては貸付開始時期が変更になる可能性があります。

(様式5)

法人概要

名称		TEL			
本社所在地		FAX			
設立年月日		資本金	百万円		
従業員	総数人(うち非常用従業員人)				
主要拠点 営業拠点等					
業務内容					
業績	決算年度		売上高	経常利益	純利益
	平成年度	/ ~ /	万円	万円	万円
	平成年度	/ ~ /	万円	万円	万円
	平成年度	/ ~ /	万円	万円	万円
人員数 (年度平均数)	決算年度		常勤役員数	常用従業員数	非常用従業員数
	平成年度	/ ~ /			
	平成年度	/ ~ /			
	平成年度	/ ~ /			
主要売上	項目				
	比率	%	%	%	%
主要株主	株主				
	比率	%	%	%	%
主要取引 金融機関	銀行 (支店)				
主要取引先	企業等名称				
	所在地				
	年間取引高	万円	万円	万円	万円
	取引割合	%	%	%	%
	取引年数	年	年	年	年

(様式6)

人員表

平成 年度 (平成 年 月～平成 年 月)			
	常勤役員数	常用従業員数	非常用従業員数
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			
年度平均数			

- ※1 直前から遡って3か年度分を作成してください。(決算年度ごとに各1枚作成してください。)
- ※2 人員数は、各月末の在員数を記入してください。
- ※3 非常用従業員とは、パートタイマー、アルバイト等の臨時に雇用している従業員で、労務費(雑給を含む。)の支払対象者です。なお、外注費で処理の対象となる人員は含みません。

(様式7)

法人役員名簿

法人名 (商号又は名称)	()
住所	

役職	氏名	フリガナ	性別	住所	生年月日

応募資格の審査において「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと」を確認するため、横浜市が神奈川県警察本部に対して調査・照会資料として使用することに同意いたします。

平成 年 月 日

所在地：

法人名：

代表者氏名：

⑩

(様式8)

現地見学・説明会申込書

平成 年 月 日

応募申込予定者 所在地
名 称
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
F A X 番号

横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる運営事業者募集の現地見学・説明会に、次のとおり申し込みます。

(事務担当責任者)

所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	(所在地) (電話) (F A X)
参加人数	名

提出期限 平成 29 年 10 月 11 日 (水) 12 時まで

提出先：横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係
Eメールアドレス：kf-syuurou@city.yokohama.jp
F A X 番 号：045-671-3566

(様式9)

質 問 書

平成 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

応募申込予定者 所 在 地
名 称
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
F A X 番号

質問事項	質問内容

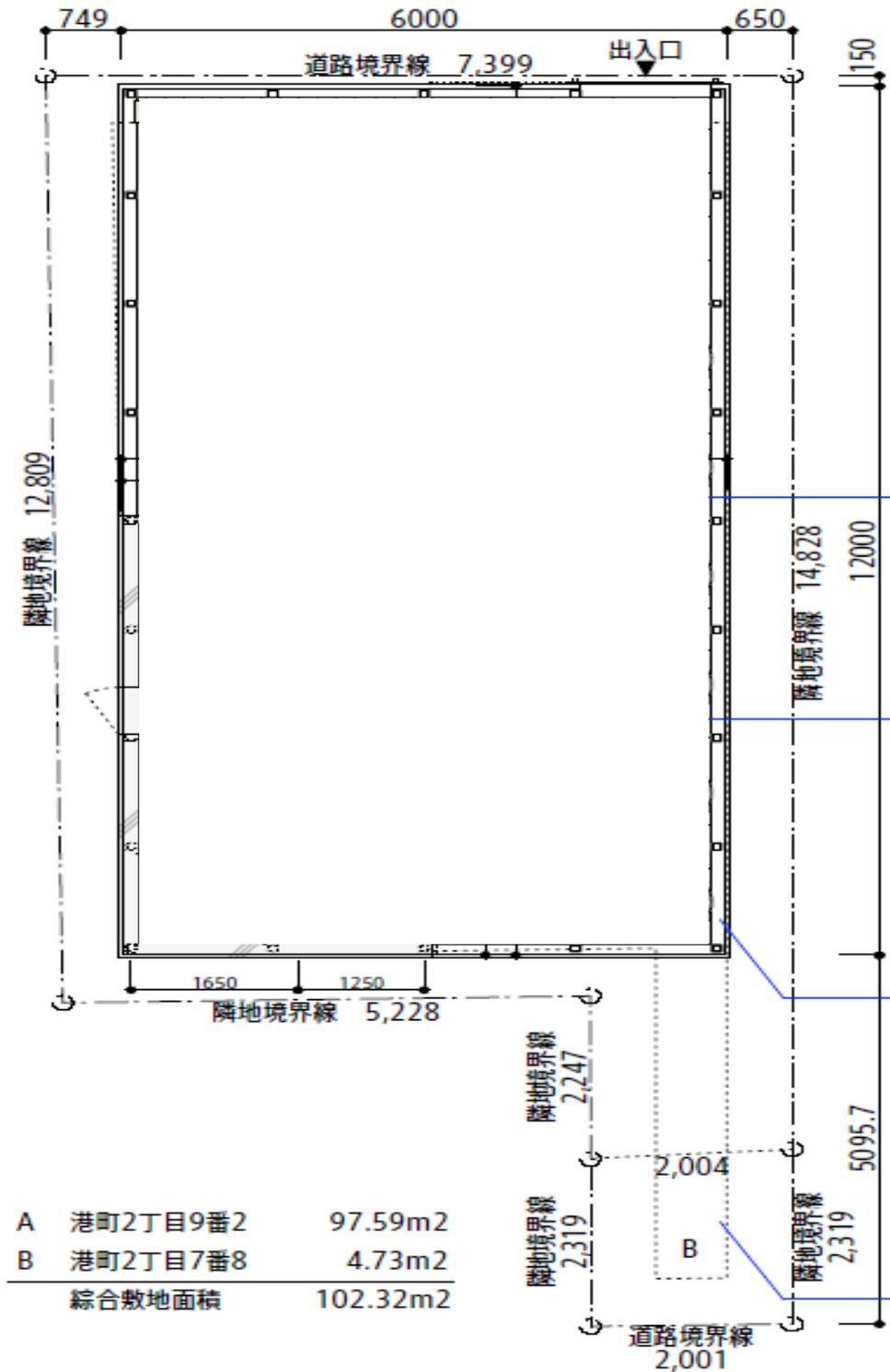
(質問受付期間) 平成29年10月11日(水)から平成29年10月17日(火)まで

(提出先) 横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係

Eメールアドレス: kf-syuurou@city.yokohama.jp

F A X 番 号: 045-671-3566

イメージ図



【平面イメージ図】

位置図



※この地図の著作権は横浜市が保有します。

JR 関内駅北口平面図

